

地方分権改革推進法抜粋

平成18年12月15日公布

(地方分権改革の推進に関する基本理念)

第二条 地方分権改革の推進は、国及び地方公共団体が共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえ、それぞれが分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。

地方分権改革推進法の概要

権限委譲が進まないのは

財源が付いてこない



西尾寿博議員

問

平成16年度から18年度の3年間、補助金の削減と地方交付税の見直しは進んだが税源移譲は、ほとんど進んでいない。その中で格差が生まれたのではないかと問われている。

それを是正するという方向の分権改革が18年12月に成立した地方分権改革推進法である。

県も移譲できるものは、できるだけ移譲する方向で、人材も含め、移譲項目の6千から7千項目にわたって、ヒヤリングを行っている。

権限委譲が進まない要因は何なのか。

現在、受入準備をしている権限はあるのか。それに伴う税財源の移譲はどうなのか。

受けざるを得ないという状況になった場合、県も、いいものは渡さないが、どのようなものがあるか調べる必要があるのでは。

答

(山口町長)

県からの権限委譲の状況は、移譲項目件数が71件あり、そのうち38件移譲を受けている。

(1) 県が示したもので、住民にメリットのある移譲は、ほとんど受けた。また移譲後に取り扱い単価を一方的に下げることがある。

(2) 受け入れ準備、計画は、現在のところない。

(3) 県からの移譲事務が増えたからといって、本町の税財源が増えることはない。県職員を町費での受け入れは難しいが、県負担での派遣であれば受け入れていきたい。

環境汚染の軽減と健康に 自転車の利用

一石三鳥になる

問

大山町は、環境マネジメント規格ISO14001を取得しているが、町民に浸透しているか。

県は第1・3水曜日をノーマイカーデーと定めて地球環境汚染の軽減等、啓蒙を図っているが、町でも排ガスなどの環境汚染等の防止と、健康のために職員に自転車通勤を勧めてはどうか。

運動不足の解消と、ガソリン代の節約、排ガスの減少につながり、また肥満が引き起こすメタボリックシンドロームの不安も解消し、ひいては医療費の軽減に寄与することになる。

町長の考えを聞きたい。

答

(山口町長)

広報などで定期的に取り組みを掲載し、啓発をしている。

合併後の2年間で可燃

ごみの減少、そして資源ごみの増加という傾向が顕著に現れている。具体的な取り組みについては、広報「だいせん」にも掲載しているように、

省エネルギー対策の部分と廃棄物の排出削減が主で、行政の機関が意識をもって取り組んでいる。自転車通勤については地球温暖化防止、健康維持、値上がりが続くガソリン代のことを考えると一石三鳥ではないかと思っているのではないかと



みんなで健康、自転車でゴー！